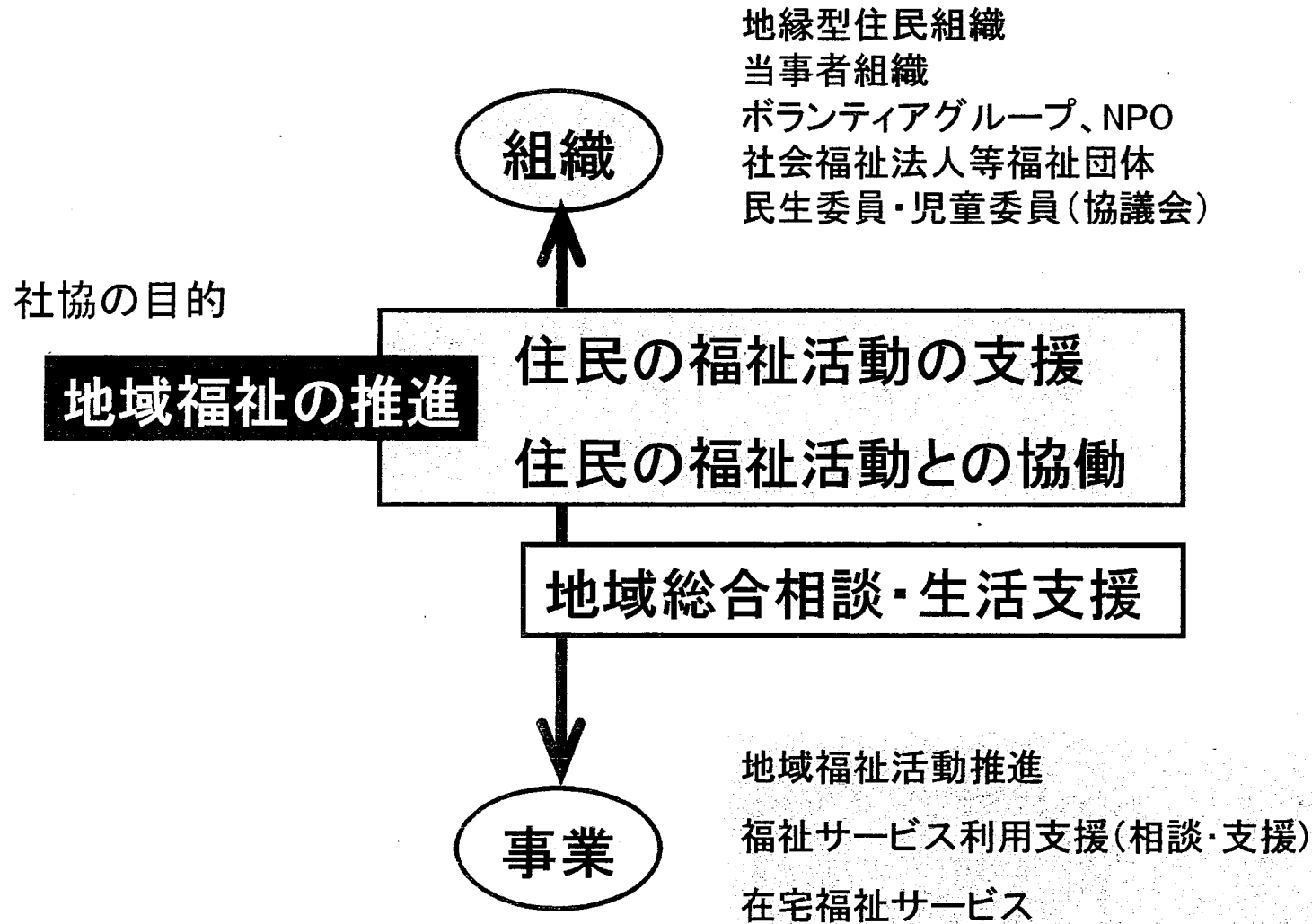


# 社会福祉協議会の組織と活動

全国社会福祉協議会地域福祉部長 渋谷 篤男

# 市区町村社会福祉協議会の事業・組織・財政



# 市区町村社協の事業

## 地域福祉活動推進部門

住民の主体的な活動の支援

参加による地域福祉の推進。福祉のまちづくり  
推進、ボランティア活動・市民活動推進

当事者組織支援

地縁型組織との連携  
による小地域福祉活  
動の推進

ボランティア・市民  
活動の推進

ポ  
イ  
ン  
ト

## 福祉サービス利用支援部門

地域の福祉サービス利用者支援(日常生活自立  
支援事業(地域福祉権利擁護事業)、生活福祉  
資金貸付制度、心配ごと相談、総合相談...

制度外の対応

小地域福祉活動との  
連携による支援

## 在宅福祉サービス部門

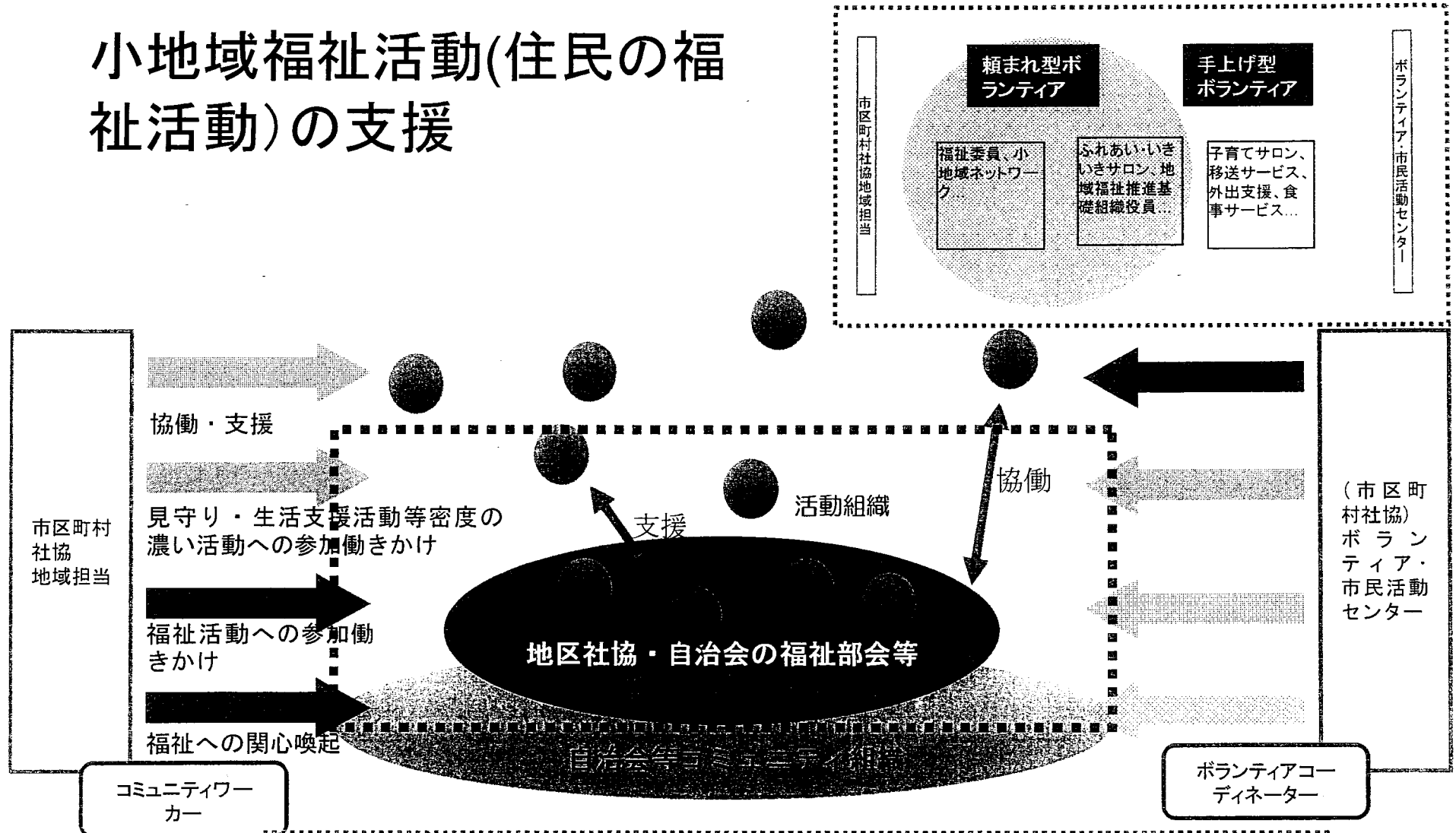
介護保険サービス、障害者自立支援法サービ  
ス、その他の公的在宅福祉サービス

社協らしい展開  
⇒地域福祉志向、  
地域社会志向

## 法人運営部門

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執  
行を行うための組織管理

# 小地域福祉活動(住民の福祉活動)の支援



基礎組織は、中学校区より広くては、地域社会のまとまりという面で大きすぎ、自治会単位では、福祉課題に取り組むのに小さすぎる、という指摘がされている。

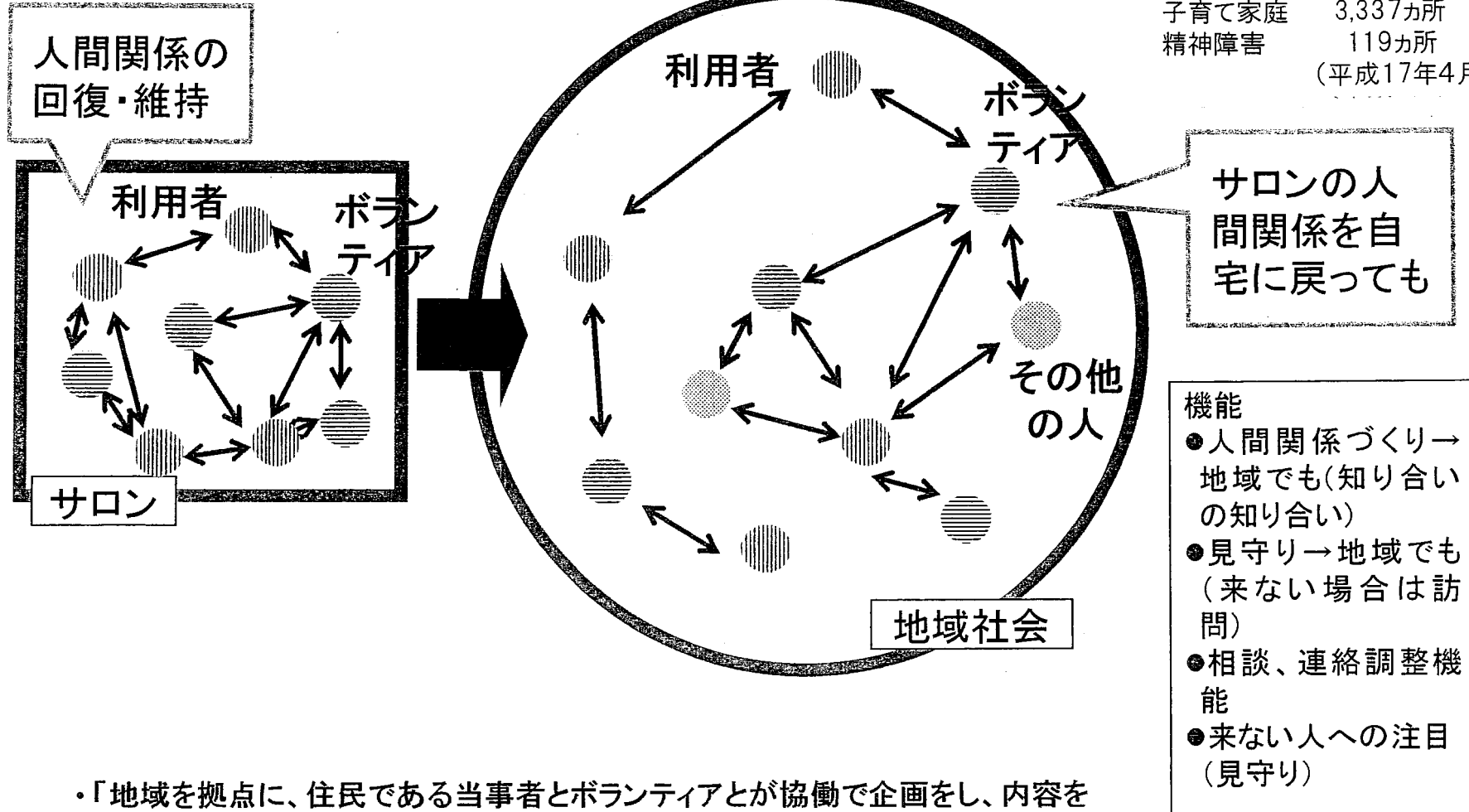
## 地域福祉推進基礎組織の主なタイプ ※次のものを総称して「地域福祉推進基礎組織」と呼ぶ

- 1.自治会代表や関係組織代表が集まり、地区社会福祉協議会を組織する場合
  - \* 社会福祉活動を目的とした組織
  - \* 自治会に福祉部がある場合とない場合がある(ある場合は福祉部の代表が地区社協に参加)
- 2.コミュニティ協議会、ないしは自治会連合会内に福祉部会を組織する場合

	市区のみ	
1.	31.5%	60.4%
2.	4.7%	7.8%
計	36.1%	68.2%

# 「ふれあい・いきいきサロン」とは

1615社協(71.8%)で取り組み  
 39,496カ所  
 高齢者 32,522カ所  
 子育て家庭 3,337カ所  
 精神障害 119カ所  
 (平成17年4月)



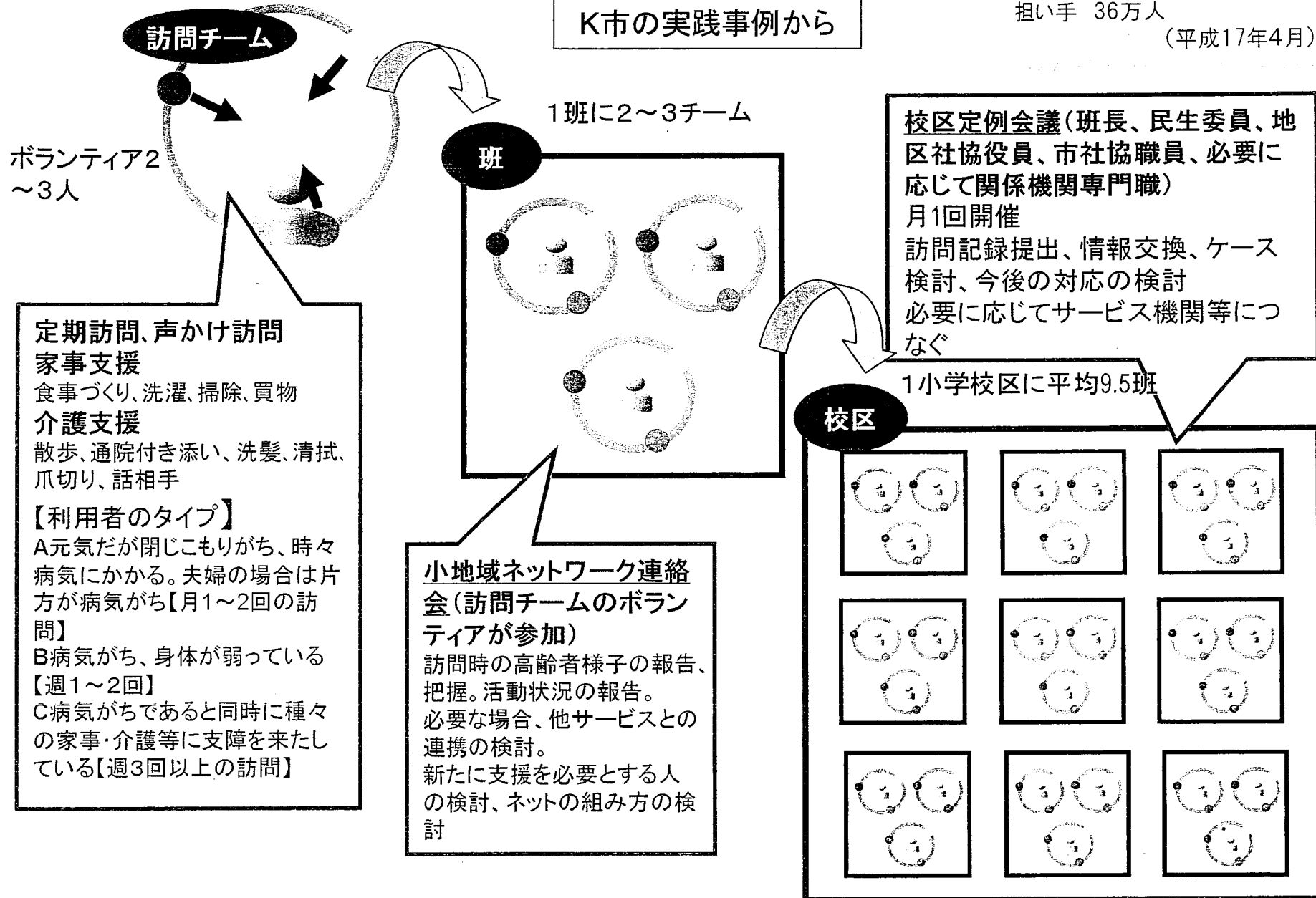
- ・「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」
- ・高齢者、障害者、子育て中の親 ⇒「ふれあい子育てサロン」という名称も
- ・活動は自由に考える。ノンプログラム形式も。
- ・開催場所は、自宅、公民館等公共施設、空き教室等々。

# 小地域ネットワーク活動とは

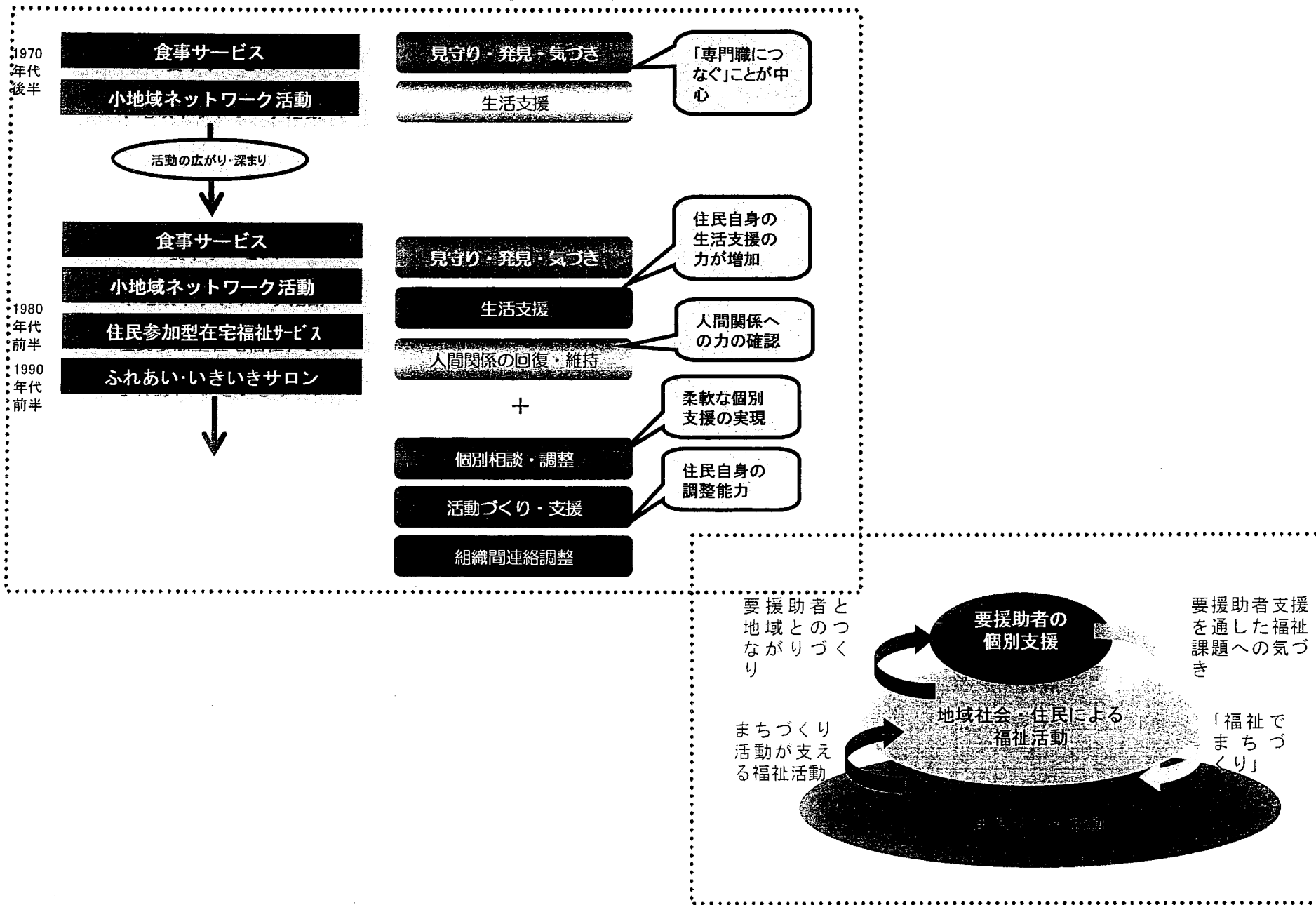
1043社協(46.4%)で取り組み  
 活動対象 880,529人  
 訪問回数618万回/年  
 担い手 36万人

(平成17年4月)

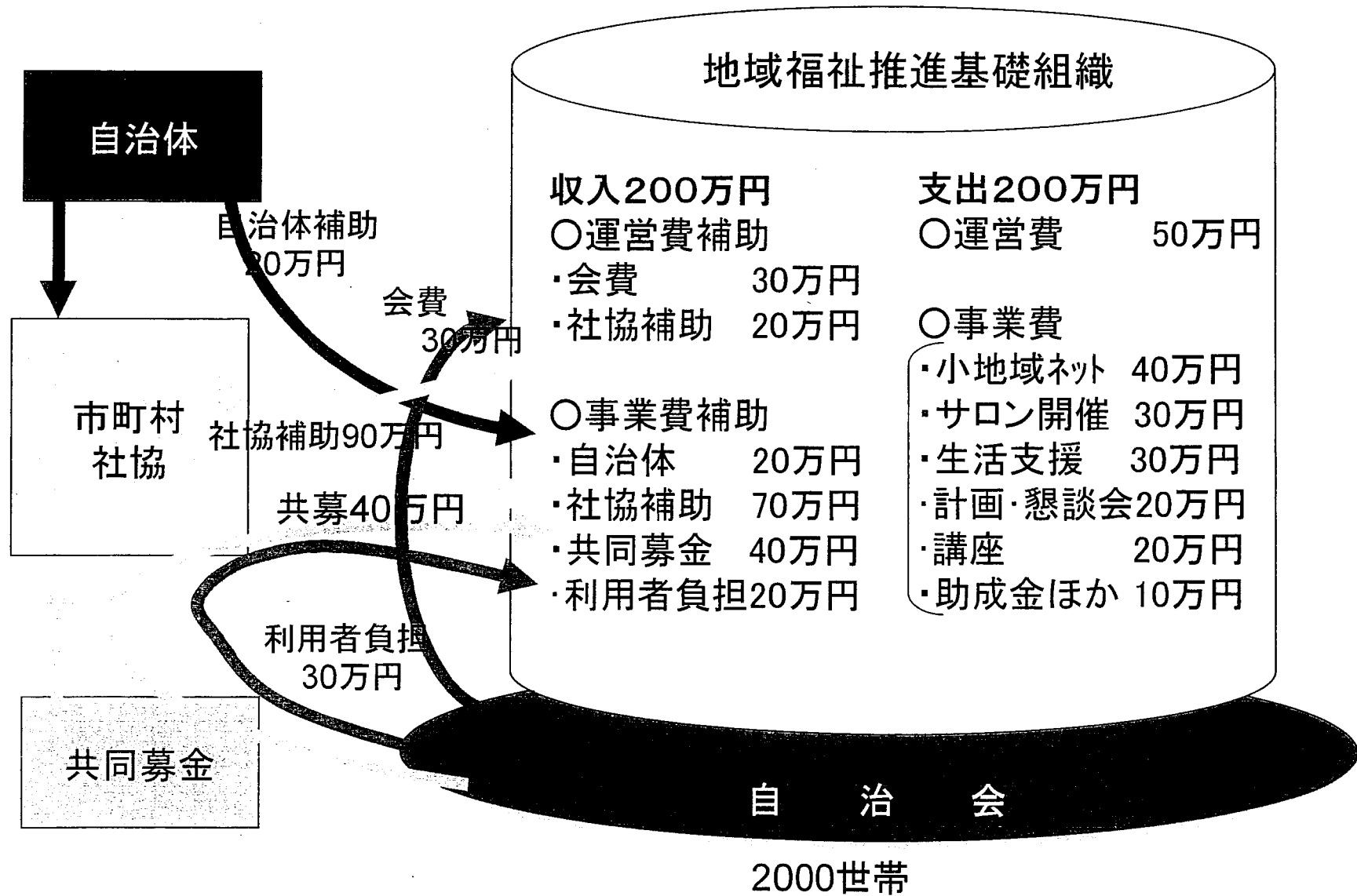
K市の実践事例から



# 小地域福祉活動のステップアップ



# 地域福祉推進基礎組織の収支イメージ





# 地域福祉推進基礎組織の活動事例

## (A校区福祉委員会)

ふれあいサロン

サロン(月1回)

麻雀教室(月2回)

カラオケ教室(月1回)

子育てサロン(月1回)

会食サービス(月1回)

配食サービス(月2回)

ミニデイサービス(月2回)

世代間交流会(年3回)

150名の登録ボランティア

見守り・声かけ活動

個別支援(送迎、調理介助、友愛電話、買物、相談、家の片づけ、書類作成)(随時)

車いす貸出

ひとり暮らし老人の会

広報誌発行(年3回)

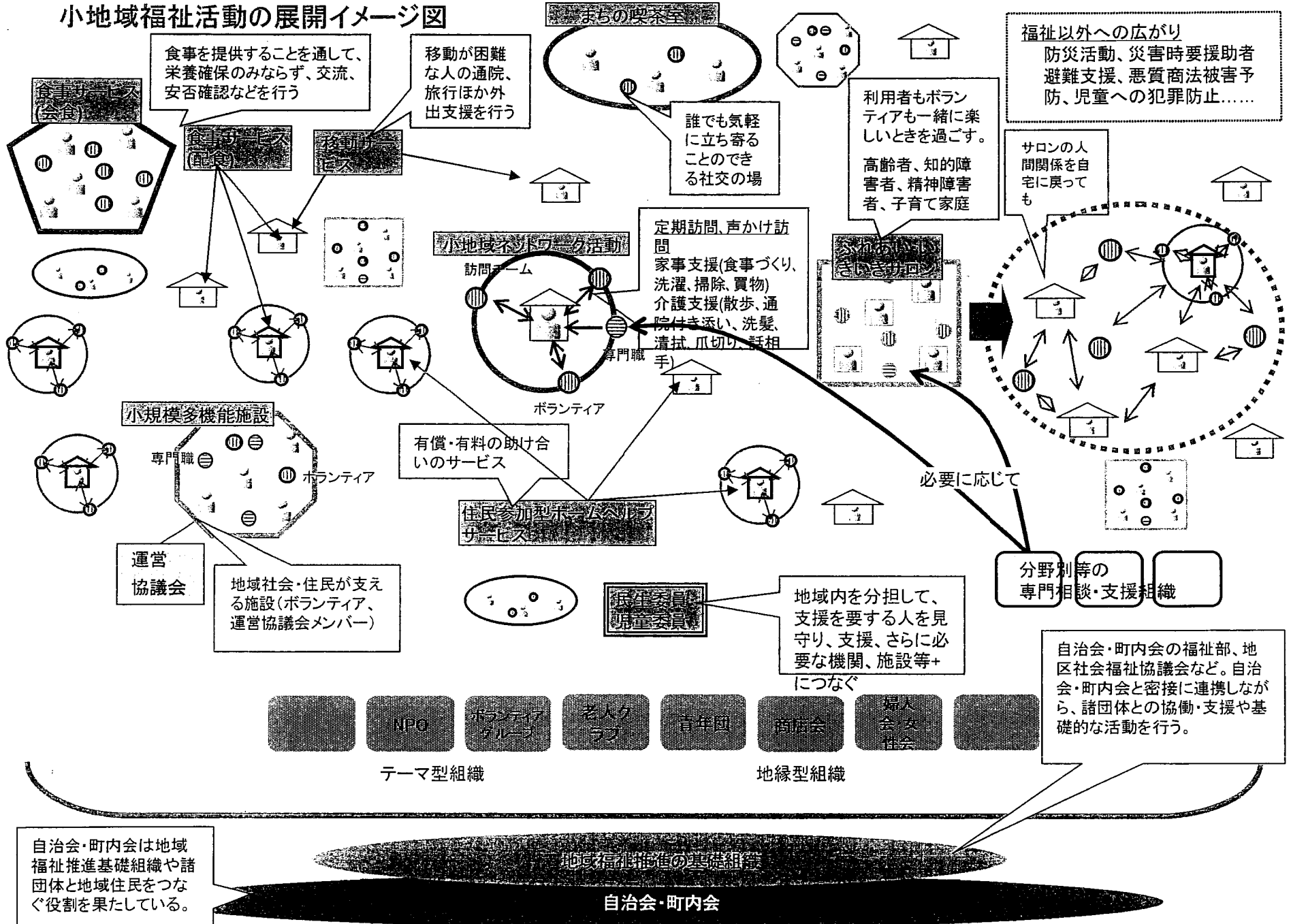
何でも相談窓口(月4回)

地域には、ほかの活動もあり(連携)

男の料理教室

介護教室

# 小地域福祉活動の展開イメージ図



全国社会福祉協議会地域福祉部作成

# 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

## ◆事業概要

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活を支援する事業

## ◆実施主体

都道府県・指定都市社協

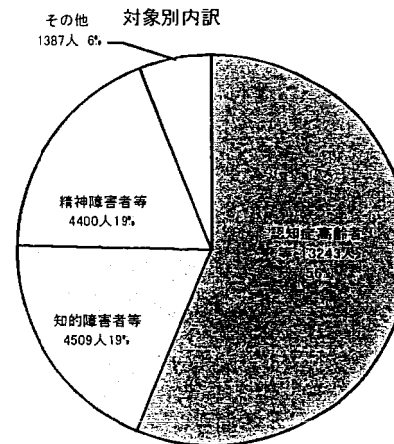
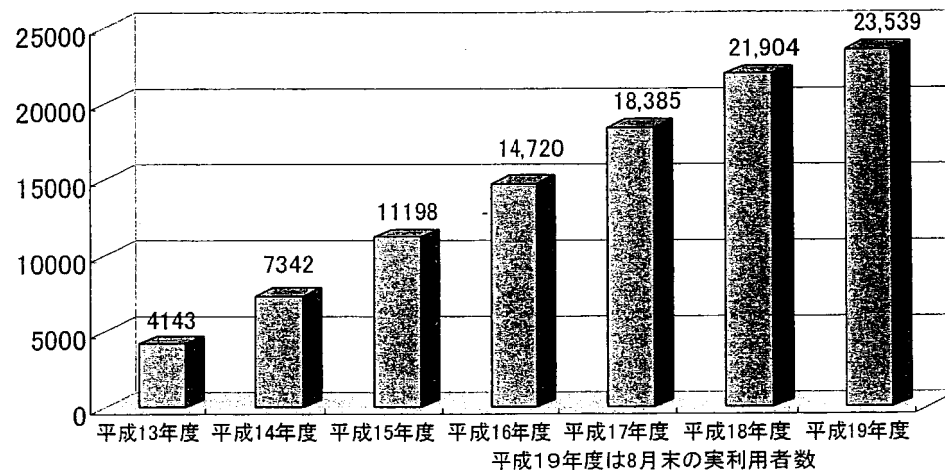
## ◆実施体制(H19年8月末現在)

- ・基幹的社協(窓口となる社協等) 621カ所
- ・専門員(専門の相談員) 969人
- ・生活支援員(日常の支援者) 11,186人

## ◆利用者の特徴

- ・家族、親族や友人など、インフォーマルなサポートが希薄、関係が悪い
- ・福祉サービスの利用につながりにくい(サービスの必要性を感じていない、サービスの利用に抵抗感が強い)
- ・生活全般にわたる課題を持っている
- ・家族全体が複合した課題をもっている
- ・低所得者が多い(生活保護は受給は3割)

実利用者(契約者)数の推移



## 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を通して分かってきたこと

「判断能力の不十分な人」

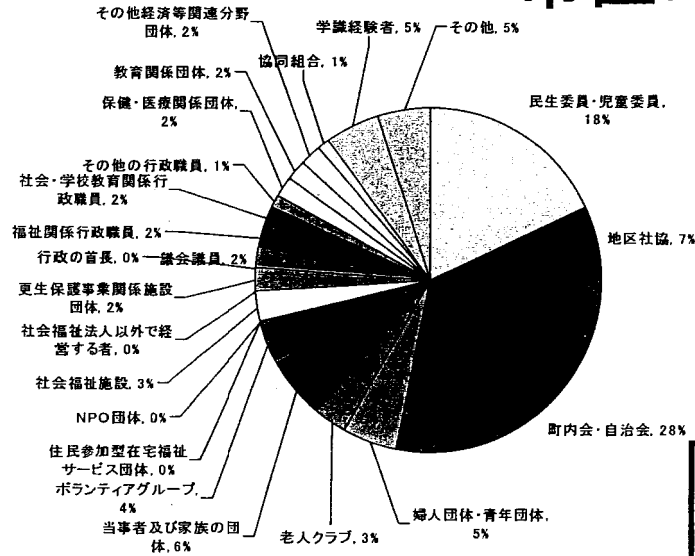


- 「生活経営が困難な人」
- 「地域社会から孤立している人」
- 「地域生活のルールを守りきれない人」

日常生活自立支援事業の周辺で発生している課題  
(日常生活自立支援事業で一部対応)

- ・法人後見
- ・成年後見人等の養成・確保
- ・賃貸住宅保証人、就職保証人等広義の後見人の養成
- ・虐待事例への対応
- ・施設入所者の金銭管理・知的障害者・精神障害者の地域移行の支援
- ・判断能力があるが生活経営が困難な人への支援

# 市区町村社協の組織



## 地域福祉推進の基礎組織

ない場合

→ 自治会・町内会(連合会)

**住民会員**

間接参加

婦人団体、青年団体、老人クラブ

当事者および家族の団体

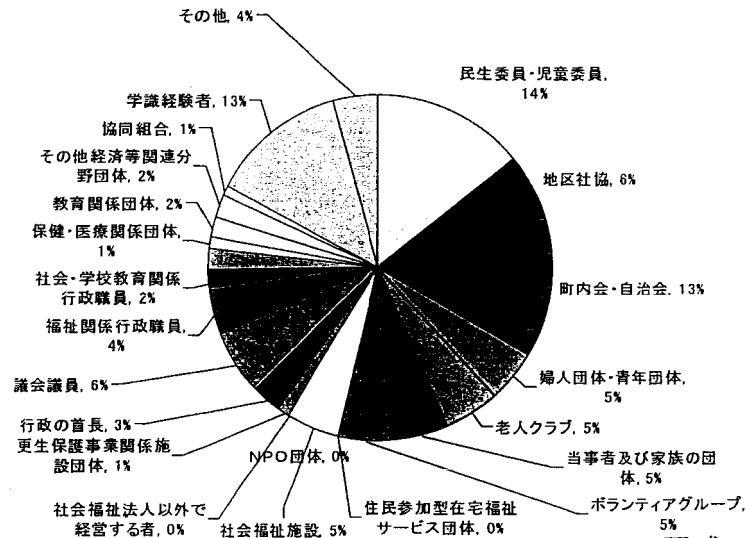
ボランティアグループ、NPO

民生委員・児童委員 (協議会)

社会福祉施設

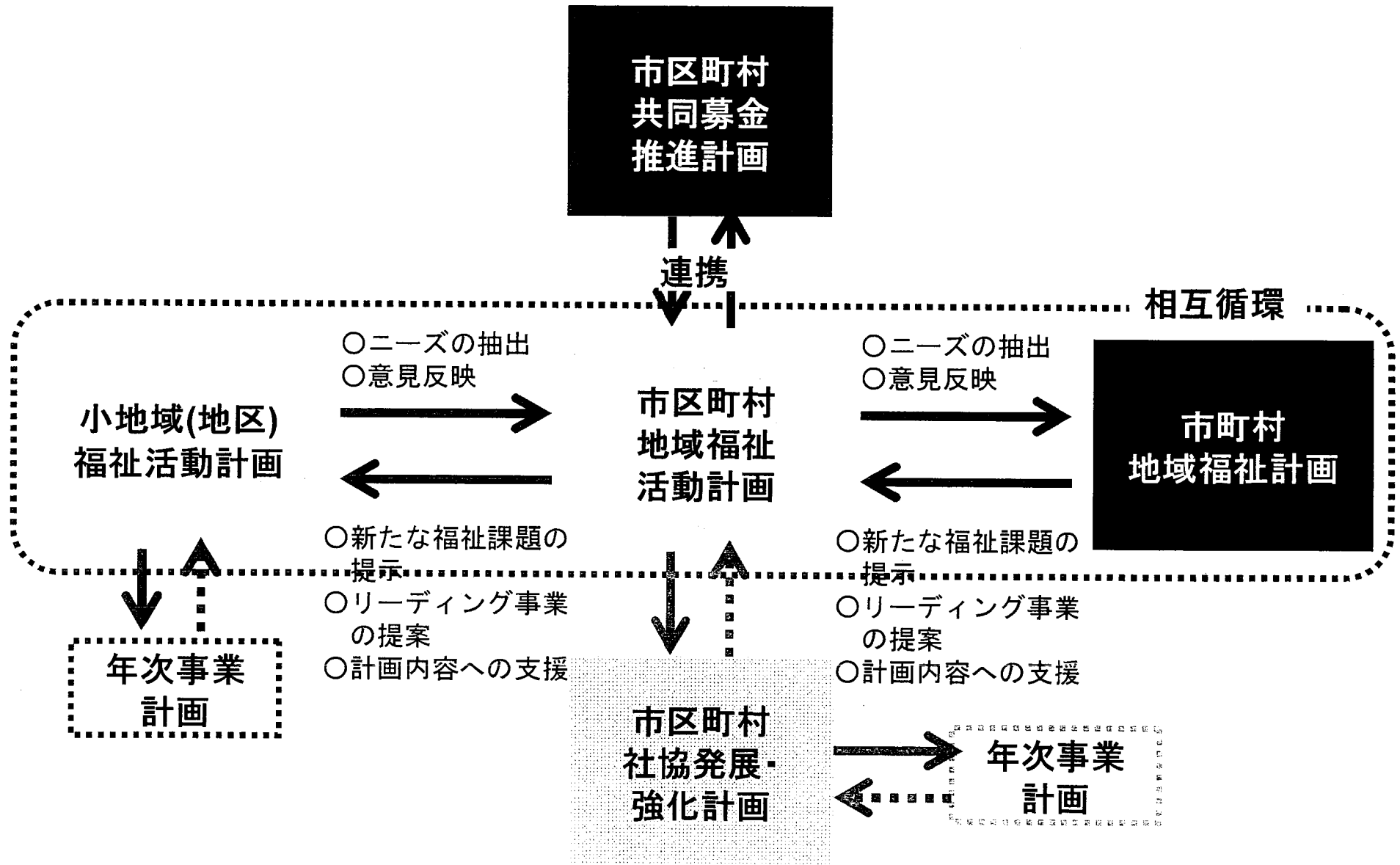
更生保護事業関係施設団体

保健・医療団体

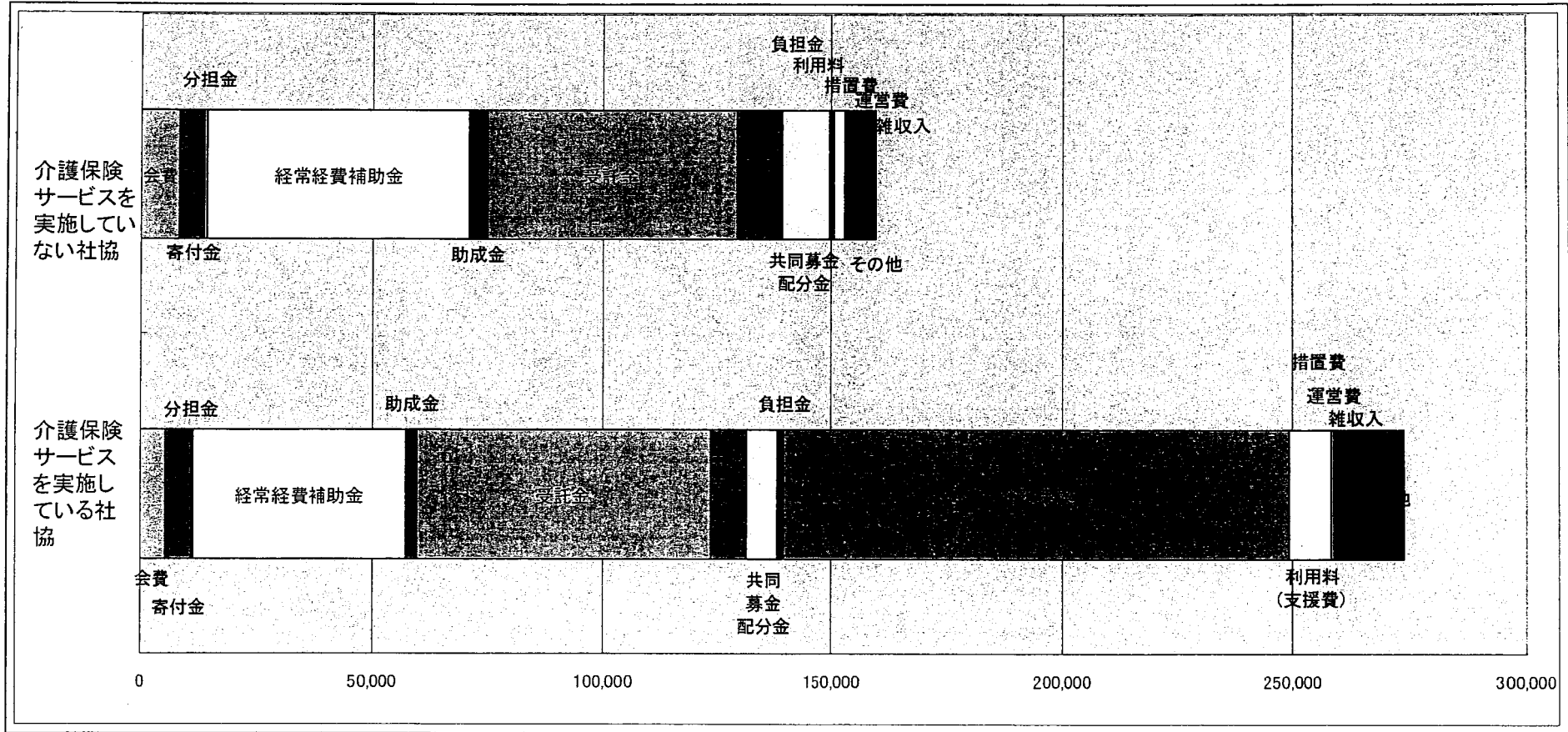


平成17年

# 地域福祉のマネジメント



# 市区町村社協の収入構造(平成18年度)



	会費	寄付金	分担金	経常経費補助金	助成金	受託金	事業収入	共同募金配分金	負担金	介護保険	利用料(支援費)	措置費	運営費	雑収入	その他	事業活動収入計
未実施	8.672	5.163	598	56.625	3.800	54.098	9.910	10.535	1.203	0	2.147	5	117	948	5.544	159.361
	5.4%	3.2%	0.4%	35.5%	2.4%	33.9%	6.2%	6.6%	0.8%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	0.6%	3.5%	100.0%
実施	5.649	5.609	314	45.675	2.443	63.749	7.573	6.750	1.357	110.176	9.073	542	1.920	1.817	11.075	273.530
	2.1%	2.1%	0.1%	16.7%	0.9%	23.3%	2.8%	2.5%	0.5%	40.3%	3.3%	0.2%	0.7%	0.7%	4.0%	100.0%

# 社協ネットワークを生かした活動

